

平成28年2月19日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目1番地
グローバル・ワン不動産投資法人
執行役員 北島洋一郎

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年3月8日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第12条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月9日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」（3頁から7頁まで）に記載のとおりであります。
第2号議案 執行役員2名選任の件
第3号議案 監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト (<http://www.go-reit.co.jp/>) において掲載させていただきます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」を実施する予定であります。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
-

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第11条関係

「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）の改正により、投資主総会の招集手続における公告の省略等が可能となったことに伴い、本投資法人の投資主総会が、平成30年2月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の2月10日及び同日以後遅滞なく招集される旨の規定を新設し、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主を確定するための基準日の規定を新設するものです。また、併せて、その他必要ある場合は随時投資主総会が招集される旨の規定を新設するものです。

(2) 第37条関係

投信法の改正により、新投資口予約権証券の発行が可能となったことに伴い、当該新投資口予約権証券の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、該当する規定を変更するものです。

(3) 別添「資産運用の対象及び方針」1. 及び2. (1) 関係

投資信託及び投資法人に関する施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下、「投信法施行規則」といいます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする旨を明確にするために、該当する規定を変更するものです。

(4) 別添「資産運用の対象及び方針」2. (2) 関係

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定の削除を行うものです。

(5) その他

上記の他、投信法の改正の施行により不要となった附則の削除を行うとともに、必要な表現の変更及び明確化、字句の修正、条項数の整備等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（投資主総会に係る事項） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>決議事項がある場合において、投信法その他関係法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が役員会の承認を得てこれを招集する。</u></p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>4. （記載省略）</p> <p>5. （記載省略）</p> <p>6. （記載省略）</p>	<p>第11条（投資主総会に係る事項）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、平成30年2月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の2月10日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p> <p>2. 前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、平成29年12月31日及び以降、隔年毎の12月31日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. 本投資法人の投資主総会は、投信法その他関係法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が役員会の承認を得てこれを招集する。</p> <p>4. （現行のとおり）</p> <p>5. （現行のとおり）</p> <p>6. （現行のとおり）</p> <p>7. （現行のとおり）</p> <p>8. （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資証券及び投資法人債券の発行に関する費用（投資口申込証及び投資法人債申込証の作成、印刷及び交付に係る費用、引受手数料の他、引受証券会社への諸費用実費払戻金を含む。）。</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>(4) （記載省略）</p> <p>(5) （記載省略）</p> <p>(6) （記載省略）</p> <p>(7) （記載省略）</p> <p>(8) （記載省略）</p> <p>(9) （記載省略）</p> <p>(10) （記載省略）</p> <p>(11) （記載省略）</p> <p>(12) （記載省略）</p> <p><u>第41条（改正の効力発生）</u></p> <p><u>第8条第2項の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p>	<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) <u>投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する費用</u>（投資口申込証及び投資法人債申込証の作成、印刷及び交付に係る費用、引受手数料の他、引受証券会社への諸費用実費払戻金を含む。）。</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>(4) （現行のとおり）</p> <p>(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) （現行のとおり）</p> <p>(7) （現行のとおり）</p> <p>(8) （現行のとおり）</p> <p>(9) （現行のとおり）</p> <p>(10) （現行のとおり）</p> <p>(11) （現行のとおり）</p> <p>(12) （現行のとおり）</p> <p>（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(別添) 「資産運用の対象及び方針」</p> <p>1. 資産運用の基本方針</p> <p>本投資法人は、本投資法人の資産（以下「運用資産」という。）について、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う。</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. <u>主たる投資対象資産</u></p> <p>本投資法人は、主として以下に掲げる各資産（次の①及び②に掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」という。）に投資する。</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②（記載省略）</p>	<p>(別添) 「資産運用の対象及び方針」</p> <p>1. 資産運用の基本方針</p> <p>本投資法人は、<u>主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第1号へに定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とし、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）について、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う。</u></p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 投資対象資産</p> <p>本投資法人は、<u>上記1. に定める資産運用の基本方針に従い、主として不動産等資産に投資する。また、本投資法人は、以下に掲げる各資産のうち、不動産等資産を除く各資産に投資することがある（次の①及び②に掲げる各資産（不動産等資産を含む。）を総称して「不動産関連資産」という。）。</u></p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 投資態度</p> <p>A. (記載省略)</p> <p>B. (記載省略)</p> <p>C. (記載省略)</p> <p>D. (記載省略)</p> <p><u>E. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちを占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下E.において同じ。））、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合が100分の70以上となるように運用する。</u></p> <p><u>E.</u> (記載省略)</p>	<p>(2) 投資態度</p> <p>A. (現行のとおり)</p> <p>B. (現行のとおり)</p> <p>C. (現行のとおり)</p> <p>D. (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>E.</u> (現行のとおり)</p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員北島洋一郎、齊藤利雄の両名は、平成28年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員の任期は、本投資法人規約第15条の定めにより、就任する平成28年4月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年1月27日開催の役員会において、監督役員全員一致の決議によっております。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
1	うちだ あき お 内田 昭雄 (昭和30年4月10日生)	昭和53年4月 平成元年4月 平成7年10月 平成16年1月 平成22年4月 平成24年4月 平成27年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 同社 不動産サービス部不動産サービス 副 長 同社 不動産部 不動産業務グループ グ ループリーダー 同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループマネージャー 明治安田ビルマネジメント株式会社出向 同社 取締役 総務企画部長 同社 常務取締役 総務企画部長（現職）
2	さいとう とし お 齊藤 利雄 (昭和30年11月29日生)	昭和54年4月 昭和54年4月 昭和61年5月 平成6年1月 平成11年7月 平成11年8月 平成14年11月 平成15年11月 平成16年3月 平成17年7月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年4月	森ビル株式会社入社 森ビル建設管理株式会社（現森ビル株式会 社）出向 株式会社日本インテリジェントビルシステ ムズ出向 株式会社インターナショナルデザインクス チェンジ 監査役 株式会社日本インテリジェントビルシステ ムズ 企画部長 森ビル開発株式会社（現森トラスト株式会 社）入社（森ビル株式会社から森ビル開発株式会 社へ転籍） MTファシリティサービス株式会社出向 グローバル・アライアンス・リアルティ株 式会社入社 不動産運用マネジメント部 担当部長 同社 調査部長 同社 不動産運用マネジメント本部 副本部長兼不動産運用第1部長 同社退職 株式会社PMアドバイザーズ設立 取締役社 長（現職） 本投資法人執行役員就任（現職）

- ・上記執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・各候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者のうち、候補者齊藤利雄は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

- ・候補者内田昭雄は、平成28年3月31日をもって、明治安田ビルマネジメント株式会社常務取締役を退任する予定であり、兼務の予定はありません。
- ・候補者齊藤利雄は、株式会社PMアドバイザーズの取締役社長を兼務しております。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員立石則文、西村裕、伊藤紀幸の3名は、平成28年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、監督役員の任期は、本投資法人規約第15条の定めにより、就任する平成28年4月1日より2年とします。

また、投信法及び本投資法人規約第13条の定めにより、監督役員の数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	な とり かつ や 名 取 勝 也 (昭和34年5月15日生)	昭和61年4月 弁護士登録 昭和61年4月 榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 平成2年9月 ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号取得 平成3年1月 Davis Wright Tremaine法律事務所入所 平成5年6月 ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業 経営学修士号取得 平成5年7月 エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士 平成7年1月 アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉外本部長 平成10年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締役法務本部長 平成14年3月 株式会社ファーストリテイリング入社 執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長 平成16年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当 平成24年2月 名取法律事務所設立（現職） 平成24年4月 オリパス株式会社 社外監査役（現職） 平成27年3月 三井海洋開発株式会社 社外取締役（現職） 平成27年12月 株式会社モリテックス 社外取締役（現職）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	いとう のりゆき 伊藤 紀幸 (昭和40年2月11日生)	昭和63年4月 平成3年11月 平成7年5月 平成11年12月 平成13年10月 平成14年11月 平成17年1月 平成17年6月	三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 不動産鑑定士補登録 不動産鑑定士登録 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 有限会社不動産投資研究所（現株式会社不動産投資研究所）設立 取締役 株式会社へ組織変更後代表取締役（現職） 本投資法人監督役員就任（現職） Ex・Partners有限会社（現ABC Partners株式会社）設立 取締役
3	もり たやす ひろ 森田 康裕 (昭和44年11月19日生)	平成4年4月 平成9年1月 平成12年12月 平成13年4月 平成19年12月 平成20年4月 平成21年2月 平成21年10月 平成21年10月 平成24年6月 平成27年8月	中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 同法人 金融サービス部 公認会計士登録 経済産業省 経済産業政策局出向 不動産鑑定士登録 新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービス部復職 東京共同会計事務所入所（現職） 森田康裕公認会計士事務所設立（現職） 税理士登録 タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員就任（現職）

- ・上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を2口保有しております。候補者名取勝也及び候補者伊藤紀幸は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・各候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち、候補者伊藤紀幸は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者名取勝也は、名取法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者伊藤紀幸は、株式会社不動産投資研究所の代表取締役を兼務しております。
- ・候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第12条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第3号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」
 電話（03）3265-8211（代表）



- 交通 ○地下鉄 「麹町」駅（有楽町線）半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
 ○地下鉄 「永田町」駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
 ○地下鉄 「永田町」駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
 ○地下鉄 「赤坂見附」駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分
 ○J R 「四ツ谷」駅（中央線）麹町口より徒歩約14分
 ○都バス 平河町二丁目・都市センター前（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。